

海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業
発注要求水準書

令和7年5月
海老名市

目次

第1 総則

適用	1
基本方針	1
本事業の概要	2

第2 本事業における条件

建設予定地概要	2
法規制及び周辺インフラ等	3
増築校舎概要	3
必要諸室	3
付帯施設等	3

第3 本施設整備の要求水準

共通事項	3
建築計画の要求水準	4
構造計画の要求水準	6
電気設備計画の要求水準	6
機械設備計画の要求水準	7

第4 設計に関する要求水準

第5 工事監理に関する要求水準

第6 工事に関する要求水準

第7 その他

契約内容	10
必要諸室の規模及び条件	10
要求水準書の変更	11

海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業 発注要求水準書

第 1 総則

1 適用

本要求水準書は、海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業（以下「本事業」という。）において、海老名市（以下「市」という。）が受注者に要求する施設整備基準（以下「要求水準」という。）を示すものであり、本事業に係る技術提案に適用する。

要求水準は、市が本事業に求める機能や性能の最低基準を規定するものであり、受注者が要求水準以上の提案を行うことを妨げるものではない。

提案内容は、要求水準と同等以上の性能を有することを条件に、設計業務の過程において協議を行い、具体的な仕様として確定させること。

2 基本方針

（１） 安全・安心で快適な教育環境等の確保

児童や教職員にとって、安全・安心でフルインクルーシブ教育を考慮した居場所であることを目指し、下記記載の居室等を整備する。

名称	必要数	概要
教室	20	35 人学級。64 m ² 程度確保
バリアフリートイレ	必要に応じて	車椅子使用者、オストメイト用設備等
男子トイレ	各階	上記児童数に対応する便器数を確保
女子トイレ	各階	同上
エレベーター	1	バリアフリー対応
配膳室	各階	配膳動線を確保
昇降口	1	上記児童数に対応する下足入れ等を確保
渡り廊下	1	既存校舎との動線を確保
階段	必要に応じて	
名称	必要機能	
職員室分室スペース	上記児童数に対応する教職員の事務を行えるスペース	
保健室分室スペース	上記児童数に対応するために、保健室機能を一部具備したスペース	
多目的室スペース	軽運動を可能とする屋内運動場補完スペース	
手洗いスペース	上記児童数に対応する衛生上必要なスペース	
倉庫スペース	児童増加に伴う教材等を保管するスペース	

（２） 既存校舎等との調和を確保

既存校舎との自由な行き来を実現し、増築校舎との一体的で調和の取れたデザインを確保する。

(3) 環境等に配慮された校舎の実現

創エネ・省エネ設備の導入等により、温室効果ガス排出削減に資する施設であり、将来の修繕や更新費用を含む維持管理費用の低減を目指す。

(4) 施工中の安全確保と、授業や学校行事への配慮

施工中は、児童、教職員をはじめ、学校や地域への一般開放による施設利用者の事故防止はもちろんのこと、近隣住民等への安全確保のほか、授業や運動会などの学校行事に支障をきたさないように最大限に配慮すること。併せて、工事車両の出入りや仮設計画については提案すること。

3 本事業の概要

(1) 業務内容

ア 基本設計業務

イ 実施設計業務

ウ 各種許認可申請及び取得業務

エ 工事監理業務

オ 施工業務

① 建築工事（昇降機含む）

② 電気設備工事

③ 機械設備工事

④ 外構工事

⑤ 既存校舎部分改修工事

第2 本事業における条件

1 建設予定地概要

(1) 位置

本事業における建設予定地は、《別紙1》案内・配置図による。建物はグラウンドに建設することし、配置は提案すること。

(2) 現況

既存校舎については、《別紙2》平面図、《別紙3》立面図、《別紙4》現況写真を参照し、既存敷地内インフラについては《別紙5》給排水衛生設備図、《別紙6》電気設備図、《別紙7》空調設備図を参照すること。動線及び連携確保に必要となることが予想される部分や建設時に関連しそうな図面は《別紙8》その他図面とする。

(3) 地盤

本敷地の地質調査については、《別紙9》地質調査報告書を参考とし、設計又は工事において必要なものは、設計業務に含まれるものとする。

2 法規制及び周辺インフラ等

敷地に関する規制内容やインフラ整備状況は、関係機関及び各管理者に適宜確認を行うこと。

3 増築校舎概要

- (1) 構造 軽量鉄骨造
- (2) 階数 2階建
- (3) 延床面積 2,500 m²程度
- (4) その他 上記仕様は、事業費算出時によるもので、提案及び設計業務での変更も可とする。

4 必要諸室

「2 基本方針 (1) 安全・安心で快適な教育環境等の確保」に記載の通り

5 付帯施設等

- (1) 渡り廊下

雨をしのげる等の機能は具備するものとし、既存校舎と児童、教職員及び給食配膳の動線を考慮して提案すること。

- (2) 工事車両通路

工事中の安全を確保するため、工事用車両の出入りを提案すること。

- (3) 既存校舎との機能連携

職員室分室スペース等は、職員室と機能連携を図り運営していくため、ネットワーク接続等の設備連携を行い、防犯機能も学校として一体化させる必要があるため、既存校舎の部分改修工事を行うこと。

第3 本施設整備の要求水準

1 共通事項

- (1) 一般事項

ア 学校敷地内に校舎を増築すること。

イ 各諸室等の機能、仕様及び設備は、児童等の特性に配慮のうえ、別表1を参考に計画すること。その他、受注者が必要と判断する諸室について適宜設定すること。なお、「第3 本施設整備の要求水準」又は別表1で特定の方法などを規定している場合においても、協議により市がこれと同等と認める方法などを採用することができるものとする。

ウ 設備、機器等は、イニシャルコスト、ランニングコストなどのライフサイクルコストを考慮し計画すること。また、将来的に更新が容易なものとする。

- (2) 適切な施工の確保

施工においては、関係法令を遵守すること。

(3) 安全の確保等

ア 国が定める「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、災害及び事故の防止に努めること。

イ 児童が利用する学校であることを念頭に置き、児童、教職員及び関係者の安全確保に万全を期し、事故の発生を防止すること。

ウ 近隣住民など第三者の安全確保に万全を期し、事故の発生を防止すること。

エ 国が定める「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」を参考に、公衆災害の防止に努めること。

オ 作業場の内外を問わず、本事業に伴う危険、騒音、火災、風水害等については、関係法令に従って遺漏のないよう養生し、看板、案内板等の対策を講じること。

カ 騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、道路損傷、交通渋滞などにより近隣の生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう、各種法令を遵守し、施工にあたること。

オ 作業時間は、学校及び近隣へ配慮すること。学校行事等の都合により、作業の休止を指示する場合がある。

(4) その他

ア 受注者は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

イ 建築士法に基づく重要事項説明を行い、建物等設置に係る関係官庁への各種届出及び申請等の手続は、全て受注者が遅滞なく行い、その費用も受注者の負担とする。

ウ 工事により発生する建設廃棄物は、関係法令及び建設廃棄物処理ガイドラインに基づき適正に処理すること。

エ 工事発生土は、場外処分とする。他の工事現場への流用等も可とするが、不法投棄が発生しないよう処理すること。

オ 工事中の仮設電力及び仮設水道の費用は、受注者の負担とする。学校及び施設管理者の了解が得られれば副メーターを設置することができる。

カ 法令上必要とされる設備その他の費用は、受注者の負担とする。

2 建築計画の要求水準

(1) 施設計画

ア 共通事項

(ア) 各室の使用状況を踏まえたゾーニングとすること。

(イ) 教室移動や登下校時における動線に配慮すること。

(ウ) 環境性能を鑑み、空調設備、換気設備及びサッシ性能等は高効率かつ高性能な設備を選択すること。

- (エ)「小学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）」及び「学校施設バリアフリー化推進指針（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）」に記載事項が具備されるよう努めること

イ 共用部

- (ア) 昇降口や渡り廊下は、雨天時に濡れることのないよう、庇などを設けること。
- (イ) 屋根の軒樋等は、落ち葉等による支障が出ないように配慮すること。
- (ウ) 廊下等の共用部に掲示板を設けること。

(2) 外構計画

- ア 外構は、増築校舎建設に支障がある既存樹木は撤去処分し、遊具等は校庭内の指定する場所に移設すること。
- イ 雨水は、既存雨水枡へ支障なく接続すること。
- ウ 既存暗渠が支障となる場合は、対策を講じること。

(3) 仕上計画

ア 外装関係

- (ア) 外壁、サッシ、屋根及び床は、表面結露、内部結露を発生させないように適切な断熱性能を有する材料を使用すること。
- (イ) 1階床下の防湿措置及び必要に応じ防蟻処理を行うこと。
- (ウ) 授業等への影響がないよう、反射などによる光害を抑制すること。
- (エ) 外装材と出入口廻りや窓廻りとの取り合い部は、漏水対策を十分に行うこと。
- (オ) 既存校舎等との一体的な調和を図ること。

イ 内装関係

- (ア) 各室の用途、機能に応じ、長寿命で耐久性に優れ、かつ清掃、補修及び点検がしやすく、維持管理に配慮した材料、工法を選定すること。
- (イ) 内装仕上げは、危険な凹凸を避けるなど、児童生徒の安全性に配慮すること。
- (ウ) 各室の用途、機能及び配置場所に応じて断熱材や吸音材などを設置すること。
- (エ) ガラスや手すり等を設置する場合は、飛散防止等安全面を考慮すること。
- (オ) 壁や間仕切りなどの表面材は、机等の衝突で破損しにくい材料を選定すること。
- (カ) 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮すること。
- (キ) 木質化等デザインに配慮すること。

ウ 建具関係

- (ア) 各種建具は、各室の使用状況に応じた性能を有することとし、数量、開口部の寸法、開き勝手などの仕様は、使用目的、安全性、条件を考慮し選定すること。
- (イ) 鍵はマスターキーシステム方式とし、マスターキーのグルーピング、予備マスターキー等を導入し、建物管理に配慮すること。

- (ウ) 建具の仕上は、色彩、グレード感等と整合させること。
- (エ) 外部建具及び内部建具に使用するガラスは、安全面及び環境面に配慮したものを選定すること。
- (4) 安全・防災計画
 - ア 消防設備は、所轄消防署と協議のうえ、適合する設備を設けること。
 - イ 転落及び落下防止対策に配慮すること。手掛け、足掛けなどを考慮した落下防止対策を講じること。
 - ウ 視認性が低い部分は、衝突防止策（ライン、マークなど）を講じること。

3 構造計画の要求水準

- (1) 基本方針
 - ア 構造安全性の目標
 - (ア)「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による構造体の耐震安全性の分類はⅡ類とする。
 - (イ)「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築非構造部材の耐震安全性の分類は、A類とする。
 - イ 性能確保とコスト縮減の両立
 - 安全性やフレキシビリティに配慮しつつ、経済性に優れた構造計画とすること。
 - ウ 建築計画及び設備計画と合わせた総合的な検討
 - 建築計画及び設備計画と整合した構造計画とすること。
- (2) 構造設計条件
 - ア 積載荷重
 - 建築基準法施行令に準ずる。
 - イ 積雪荷重
 - 特定行政庁の建築基準法施行細則に準ずるものとする。
 - ウ 地耐力
 - (ア) 過去の校舎建設時における地盤調査データを参考に、受注者の責任にて構造検討を行い、地盤改良等の工事を受注者の負担にて行うこと。
 - (イ) 構造計画は提案時にわかるようにすること。（ただし、設計業務での変更も可とする。）

4 電気設備計画の要求水準

- (1) 共通事項
 - ア 負荷や機器容量などは、建築設備設計基準に基づき算定すること。
 - イ 各設備機器は、高効率機器及び省エネルギー制御を採用し、快適性、耐久性、耐震性、操作性に優れたものとし、長寿命、維持管理・更新の容易性に配慮すること。
 - ウ 各設備機器等の交換・保守部品は、容易に入手が可能なものとする。
 - エ 各設備機器は、更新時などの搬入、搬出を考慮した配置とすること。
 - オ 各設備機器は、騒音、振動などに配慮した配置とすること。

カ 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築設備の耐震安全性の分類は乙類以上とする。

キ プルボックス及びハンドホールは、適切な場所に適切な大きさに設置すること。

ク 原則、エコ電線及びエコケーブルを採用すること。

(2) 電灯設備

ア 照明設備

(ア) 照明環境は、学校環境衛生基準を適用すること。

(イ) 点滅区分は、適切に細分し、不必要部分の消灯ができるようにすること。

(ウ) トイレは、人感センサー方式とし、消費電力の低減に努めること。

イ コンセント設備

コンセント設備は、各室の用途を考慮して、用途に適した形式、容量を確保し、適切な位置に配置すること。

ウ 分電盤等

高温多湿の場所を避け、保守点検が容易な場所に配置し、幹線及び分岐の配線を行うことが容易で、かつ保全性及び拡張性を考慮すること。

(3) 受変電設備

学校運営に支障をきたさないよう適切な電気容量とすること。既存校舎及び増築校舎の容量から適切に改修等を行うこと。

(4) 構内情報通信網設備

必要な業務システムの利用形態を把握し、ネットワークを適切に設定するものとする。本工事対象は、構内配線配管（学習用機器への配線は Cat6A 以上）、配線器具（HUB は必要に応じて含む）等とし、機器類（例：アクセスポイント）は対象外とする。

(5) 構内交換設備

必要な業務を考慮した通信機能を確保すること。原則、電話機でのやりとりを考慮すること。本工事対象は、構内配線配管、配線器具等とし、機器類（例：電話機）は対象外とする。

(6) 拡声設備

必要な音声等の提供が可能なものとし、学校運営に支障をきたさないよう適切な増幅器容量とすること。既存校舎及び増築校舎の容量から適切に改修を行うこと。

(7) 誘導支援設備・時計表示設備・監視カメラ設備

必要な業務を考慮し、管理諸室を起点として配置すること。既存校舎及び増築校舎の窓数等から必要な改修等を行うこと。

(8) 防犯入退出設備

既存校舎との連携を考慮し、安全面を確保すること。本工事対象は、構内配線配管とし、機器類（例：センサー）は対象外とする。

5 機械設備計画の要求水準

(1) 共通事項

- ア 負荷や機器容量などは、建築設備設計基準に基づき算定すること。
- イ バルブ、ダンパー及び盤などの機器や機材は、操作や維持管理がしやすいものとする。また、天井内に設置する場合には、点検口を設置するなど容易に管理ができるように配慮すること。
- ウ 天井設置機器や器具などは、落下防止措置及び耐震措置を行うこと。
- エ 給排水設備、空調設備及び衛生器具設備などについて、諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。
- オ 居室内の水配管は、漏水時の設置階及び下階などへの影響について配慮し、レイアウトを含めて考慮すること。
- カ 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築設備の耐震安全性の分類は乙類以上とする。
- キ 原則、エコ電線及びエコケーブルを採用すること。
- ク 配管及びダクト類は、最も合理的な経路となるように考慮すること。
- コ 上水道の引込口径の変更及び公桝に至るまでの既存桝の深さ変更が生じる場合は、本工事対象とする。
- サ 配管工事は、操作しやすい箇所に仕切弁を設ける等、保守を考慮し、適切な口径及び材質とすること。

(2) 空調調和設備

- ア 施設の用途、規模、熱負荷傾向、運転時間等を考慮すること。
- イ ゾーニングに関しては、温湿度条件、使用時間帯、用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮すること。
- ウ 形式に関しては、ゾーニング、設置スペース、効率等を考慮すること。
- エ 個別制御を原則とし、管理諸室に集中リモコンを設けること。

(3) 換気設備

- ア 建築物全体の風量バランスを考慮して、空気調和設備と調和のとれたものとする。
- イ 換気量は、換気対象室の用途及び換気対象要因に基づき、検討すること。

(4) 排煙設備

関係法令によるものとし、原則、自然排煙とする。

(5) 給水設備

- ア 給水方式は、衛生的かつ合理的で、経済性に優れた計画とすること。
- イ 学校運営に支障をきたさないよう適切な水量とすること。既存校舎及び増築校舎の使用水容量から適切に改修等を行うこと。

(6) 排水設備

- ア 汚水、雑排水は、屋内分流式とすること。
- イ 屋外は、合流式とすること。
- ウ 既存桝との接続は、勾配を考慮して行い、適切に排水できるよう行うこと。

(7) 衛生器具設備

- ア 衛生的、かつ児童が使いやすい器具とすること。

- イ 飛沫が少なく、周辺の汚れを防止できる器具とすること。
- ウ 節水に配慮すること。
- エ 児童数等を考慮し、適切な数量を設置すること。
- オ 温水洗浄便座を設置すること。

第4 設計に関する要求水準

1 対象業務

本要求水準「第1 3 本事業の概要 (1) 業務内容」に示す工事に係る設計業務、事前調査及び申請業務等を行うこと。

2 設計業務基本方針

《別紙10》設計業務基本方針を参照すること。

3 業務内容

《別紙11》設計業務仕様書を参照すること。

第5 工事監理に関する要求水準

1 対象業務

本要求水準「第1 3 本事業の概要 (1) 業務内容」に示す工事に係る監理業務は、設計図書を基に行うこと。

2 業務内容

《別紙12》工事監理業務仕様書を参照すること。

第6 工事に関する要求水準

1 対象業務

本要求水準「第1 3 本事業の概要 (1) 業務内容」に示す工事に係る工事業務は、設計図書を基に行うこと。

2 業務内容

《別紙13》内容事項説明書及び《別紙14》工事特記仕様書を参照すること。

第7 その他

1 契約内容

《別紙 15》契約書（案）を参照し、本要求水準書、別紙 1、10、11、12、13、14 を綴じる予定とする。（ただし、契約前に内容等も調整を図る。）

2 必要諸室の規模及び条件

名称	最低要望事項
教室	・ 35 人学級×20 室を配置すること。 ・ 窓には転落防止措置を講じること。 ・ 黒板等を設置すること（背面含む）。 ・ ランドセルロッカー及び掃除用具入れを設置すること。 ・ 教員用戸棚を設置すること。 ・ タブレット充電用の電源設備を設置すること。 ・ 教室内または廊下に体操着等の荷物を掛けるフックを設置すること。 ※学校運営上、必要な設備を本事業に組み込むこと。
トイレ	・ 乾式とする。 ・ 各階男女別に設置すること。 ・ 掃除用流しを設けること。 ・ 掃除用流し置き場には、モップ掛け用フック、 タオル掛けバー及び掃除用具などを収納する棚板を設けること。 ・ 衛生器具等設備を適正な数量設置すること。 ・ 1 階にバリアフリートイレを 1 か所設置すること。
エレベーター	・ バリアフリー対応の昇降機とすること。 ・ 車いすの転回に支障がないかご寸法とすること。
配膳室	・ 収容人数分の給食ワゴン及び牛乳保管庫が収容できる面積を確保すること。 (参考寸法等 給食ワゴン W1,270×D750×1,540(mm)×6 個程度) ・ 手洗い用及び清掃用の水道を設けること。 ・ 配膳車接近用のプラットフォームを設けること。 (参考寸法等 段差 900 mm程度)
昇降口	・ 700 人程度の下駄箱を設置すること。
階段室、廊下	・ 階段の両側に手すりを設置すること。 ・ 窓には転落防止措置を講じること。

名称	最低要望事項
職員室分室スペース	・最大 20 名程度の教職員が事務仕事ができるスペースとすること。 ・事務上必要なネットワーク環境を構築すること。 ・職員室と業務上必要な通信環境を構築すること。
保健室分室スペース	・体調不良の児童が休憩できるスペースとすること。 ・衛生設備（洗面・温水器）を具備すること。
多目的室スペース	・軽運動を可能とするスペースとすること。
手洗いスペース	・各階廊下に 6 人以上の手洗いを設置すること。
倉庫スペース	・電子黒板等が収容できるスペースとすること。

3 要求水準書の変更

市は、本事業の期間中において、法令等の改正、災害等の発生その他特別な理由により業務内容の変更が必要な場合、要求水準書の変更を行うことができる。要求水準書等を変更する場合、契約変更など必要な手続きを行う。